

令和2年度 香取市地域防災計画改訂の要旨

第1 改訂の背景・目的

令和元年9月の台風15号並びに10月の台風19号及び大雨により、市民の日常生活や本市の産業経済活動に大きな被害が発生し、災害対応における新たな課題が明らかになりました。

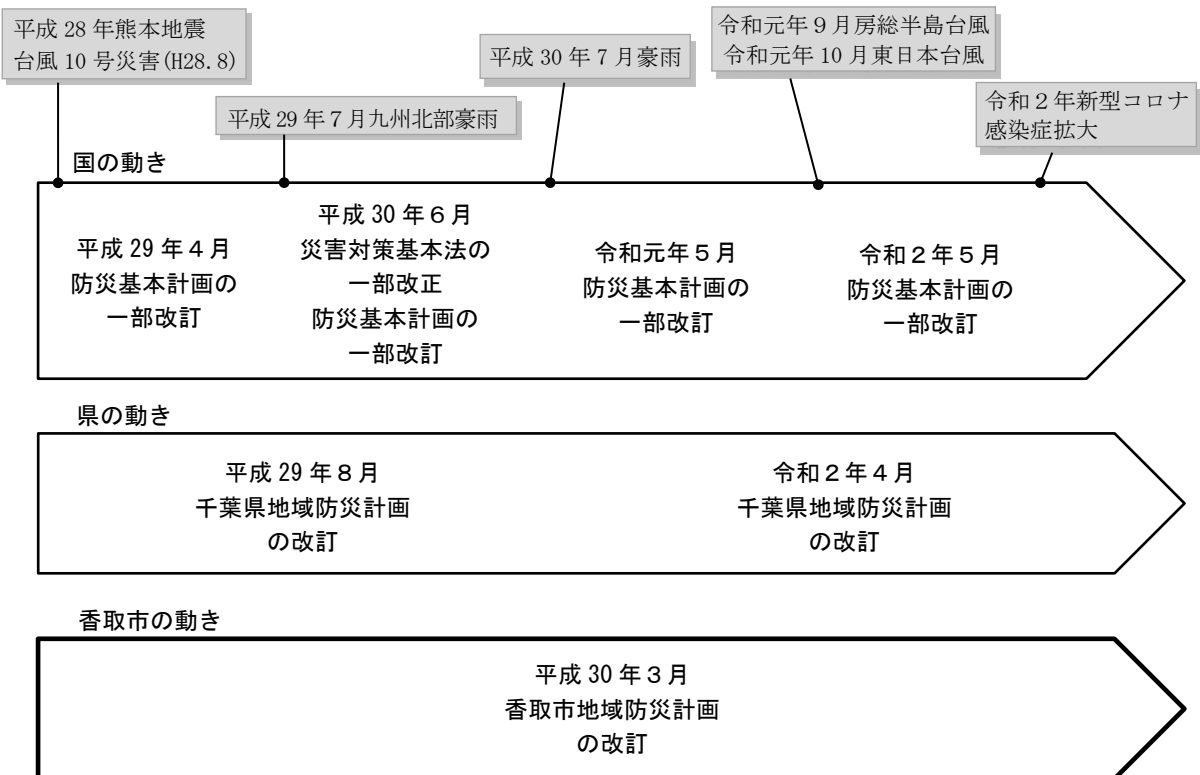
また、国は、新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、国の防災基本計画を改訂し、感染症対策を推進することを新たに明記しました。

今回の改訂は、先の風水害で明らかとなった課題や昨今の全国で発生した災害の教訓、新型コロナウイルス等の感染症対策への対応とともに、国の防災基本計画や各種法令、千葉県地域防災計画など上位計画との整合を図るため、改めて現行の地域防災計画を再点検し、必要な改訂を行うものです。

第2 改訂の経緯

国では、大規模災害の教訓を踏まえ、随時、災害対策基本法や防災基本計画の改訂を行っており、千葉県も国の動向を踏まえ、千葉県地域防災計画の見直しを行っています。

香取市では、直近の改訂は、平成30年3月に実施しています。



第3 計画の構成

香取市地域域防災計画は、次のような構成で策定しています。

編構成		内 容
第1編	総 則	計画の目的及び構成、計画の基本的な考え方、防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱、香取市の概況を記載しています。
第2編	震災編	地震災害に対する総則、震災予防計画、震災応急対策計画、震災復旧計画について記載しています。
附 編	東海地震に係る周辺地域としての対応計画	東海地震に対する防災機関の業務、事前措置、警戒宣言発令に伴う対応措置、市民等のもとのべき措置等について記載しています。
第3編	風水害等編	水害、風害、土砂災害等に対する総則、災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画について記載しています。
第4編	大規模事故編	大規模火災、林野火災、危険物等災害、航空機災害、鉄道災害、道路事故災害、放射性物質災害、火山噴火災害に対する基本方針、予防計画、応急対策計画について記載しています。 また、今回、新たに大規模停電災害を追加し、基本方針、予防計画、応急対策計画について記載しています。
資料編	資料編	条例や基準、第1編～第4編に関連する各種データ、様式等を記載しています。

第4 改訂の視点

計画の改訂にあたり、防災基本計画、千葉県地域防災計画等の上位計画との整合、「香取市 令和元年に発生した災害に関するアンケート調査」結果の反映、近年全国で発生した災害からの教訓等を踏まえ、次のような視点で改訂を行いました。

- 防災基本計画、土砂災害防止法等の関係法令、千葉県地域防災計画（令和2年度改訂版）との整合
- 「香取市 令和元年に発生した災害に関するアンケート調査」結果の反映
 - ・令和元年台風15号、令和元年台風19号及び10月25日大雨等による水害や停電等の課題への対応
- 近年、全国で発生した災害からの教訓への対応
 - ・新型コロナウイルス等の感染症への対応
 - ・気候変動問題への対応
 - ・大規模停電への対応
 - ・災害廃棄物の適正処理 等
- その他、市及び防災関係機関等からの意見・要望等

第5 具体的な改訂内容

国の防災基本計画、千葉県地域防災計画等の上位計画、感染症対策等新たな課題への対応、アンケート調査の結果等を踏まえ、次のような具体的な改訂を行いました。

1 関係法令との整合

(1) 防災基本計画の改訂に伴うもの（主要な項目）

※震：震災編、風：風水害等編、大：大規模事項等編、予：予防計画、応：応急対策計画、復旧：復旧計画

改訂内容	計画書該当箇所
◆防災意識の向上	
・自らの身を守るため、「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の備蓄や自動車へのこまめな満タン給油を行うことについて明記	【震】予 第1節3 (1) 【風】予 第1節3 (1)
◆水害予防対策	
・市は、洪水ハザードマップを改訂する際には、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか市民等に確認を促すよう努めることを明記	【風】予 第2節3 (2)
◆要配慮者等の安全確保対策	
・社会福祉施設や老人保健施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源及び燃料等を確保しておくことを明記	【震】予 第7節3 (1) 【風】予 第8節3 (1)
◆備蓄・物流計画	
・市は、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結しておくことや平時から訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うよう努めることを明記	【震】予 第9節1 (3) 【風】予 第10節1 (3)
・市は、ブルーシート、土のう、その他の資機材について、必要量を備蓄しておくとともに、不足が懸念される場合には、民間事業者との連携に努めるなど調達体制を整備しておくことを明記	【震】予 第9節1 (4) 【風】予 第10節1 (4)
◆情報収集・伝達体制	
・生活再開時期に広報する内容に、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の営業情報を追記	【震】応 第2節5 (1) 【風】応 第2節6 (1)
◆避難計画	
・市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携し、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活	【風】応 第3節3 (4)

改訂内容	計画書該当箇所
動を行うことを明記	
・市は、ペットとの同行避難について、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めることを明記	【震】 応 第3節6 (2) 【風】 応 第3節6 (2)
◆交通の確保・緊急輸送対策	
・道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定し、できるだけ早く通行規制予告を公表することや多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すことなどについて明記	【震】 応 第6節1 (5) 【風】 応 第6節1 (5)
◆被災者生活安定のための支援	
・市は、必要に応じて被災者台帳を作成、活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めることを明記	【震】 復旧 第1節1 (4) 【風】 復旧 第1節1 (4)

(2) 土砂災害防止対策基本方針の変更に伴うもの

改訂内容	計画書該当箇所
◆土砂災害予防対策	
・土砂災害危険箇所の調査にあたっては、地形図や航空写真等から把握することが困難な箇所についても抽出することに努めることを明記	【風】 予 第3節1 (1)
・あらかじめ指定している避難場所への市民の避難が困難になった場合には、住居や利用施設等の建築物の急傾斜地等のある側とは反対側の二階以上に屋内避難することや、河川からの高低差がある比較的高い場所などへの避難を検討することを明記	【風】 予 第3節1 (2)
・市は、県による土砂災害警戒区域等の指定後は、速やかに避難場所等の見直しを行い、ハザードマップに反映することを明記	【風】 予 第3節2 (2)

(3) 千葉県地域防災計画の改訂に伴うもの（主要な項目）

改訂内容	計画書該当箇所
◆防災意識の向上	
・個人備蓄に液体ミルク、粉ミルク、哺乳びん、食物アレルギーに対応した食料等を追記	【震】予 第1節3 (1) 【風】予 第1節3 (1)
◆水害予防対策	
・要配慮者施設が浸水想定区域内にあり、市地域防災計画に名称及び所在地が定められている場合、その所有者又は管理者には、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられており、市は計画作成や訓練の実施について、周知及び指導・助言を行うことについて明記	【風】予 第2節4
◆建築物の耐震化等の推進	
・リダンダンシー（多重化による代替性）を確保するための道路ネットワークの強化を図るなど、災害に強い道路の整備に努めることを明記	【震】予 第4節4
◆土砂災害予防対策	
・要配慮者施設が土砂災害警戒区域内にあり、市地域防災計画に名称及び所在地が定められている場合、その所有者又は管理者には、避難確保計画の作成や避難訓練の実施が義務づけられており、市は計画作成や訓練の実施について、周知及び指導・助言を行うことについて明記	【震】予 第6節2 (2) 【風】予 第3節2 (2)
◆要配慮者等の安全確保対策	
・避難行動要支援者対策として、避難行動要支援者名簿や個別計画を策定することについて明記	【震】予 第7節1 (2) (3) 【風】予 第8節1 (2) (3)
◆防災施設等の整備	
・避難所において公衆無線LAN等の整備に努めることを明記	【震】予 第11節1 (2) 【風】予 第12節1 (2)
◆情報収集・伝達体制	
・避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報について市民の自発的な避難判断等を促すため、参考となる5段階の警戒レベルも併せて提供されることを明記	【風】応 第2節3 (1)
◆避難計画	
・市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めることを明記	【震】応 第3節3 (4) 【風】応 第3節3 (4)
・市は、避難勧告等の発令の周知にあたっては、可能な限り多様な伝達手段を組み合わせるよう努めることを明記	【震】応 第3節3 (3) 【風】応 第3節3 (3)
・避難勧告等が発令された場合の安全確保措置として、指	【震】応 第3節3 (4)

改訂内容	計画書該当箇所
定緊急避難場所への移動を原則とするものの、周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努めることを明記	【風】 応 第3節3(4)
・市は、消防、警察等と協力して被災者の安否に関する情報を収集し、親族等関係者へ提供する体制の整備に努めることを明記	【震】 応 第3節6(6) 【風】 応 第3節6(6)
・被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける恐れのある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう個人情報管理の徹底に努めることを明記	【震】 応 第3節6(6) 【風】 応 第3節6(6)
◆交通の確保・緊急輸送対策	
・震災発生時における走行中の車両の運転者のとるべき措置について明記	【震】 応 第6節7(1)
◆広域応援の要請	
・総務省では、被災市町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣のしくみである「被災市区町村応援職員確保システム」を運用しており、市と県は、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、必要と認められる場合は、国へ応援要請を行うことを明記	【震】 応 第8節3 【風】 応 第8節3
・市は、救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を円滑に受けるために受援計画の策定に努めることを明記	【震】 応 第8節5 【風】 応 第8節5
◆学校等の安全対策・文化財の保護	
・学校教育において、防災教育の一層の充実に努めることや災害時の体制整備、学用品の調達及び支給内容等について追記	【震】 応 第10節2、3 【風】 応 第10節2、3
◆帰宅困難者対策	
・帰宅困難者等の把握と混乱防止、様々な情報媒体による情報提供、一時滞在施設の開設、徒歩帰宅支援等の帰宅困難者対策について明記	【震】 応 第11節3、4、5、6 【風】 応 第11節3、4、5、6
◆応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与	
・被災宅地危険度判定の実施内容や応急仮設住宅の供与、被災した住宅の応急修理計画、り災証明書の交付体制の確立等について明記	【震】 応 第13節1、2、3、4 【風】 応 第13節1、2、3、4
◆保健衛生、防疫、廃棄物等対策	
・災害廃棄物処理について、処理方針や留意事項、一時集積場所の確保等記述内容を充実	【震】 応 第12節5(1) 【風】 応 第12節5(1)

改訂内容	計画書該当箇所
◆被災者生活安定のための支援	
<ul style="list-style-type: none"> 市は、各種の支援措置が早期に実施されるよう、発災後遅滞なく被災者に災証明書を交付するとともに、被災者台帳の作成等被災者支援の公平で効率的な実施に努めることを明記 	【震】 復旧 第1節1 (1) 【風】 復旧 第1節1 (1)

2 アンケート調査結果の反映

改訂内容	計画書該当箇所
◆停電対策	
<ul style="list-style-type: none"> 各家庭において、大規模停電に備え、電気を使用しない暖房機器や灯油等燃料の備蓄の勧めについて明記 	【震】 予 第1節3 (1) 【風】 予 第1節3 (1)
<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織が準備する防災資機材の中に非常用電源や非常用発電機の燃料等を追記 	【震】 予 第1節4 (1) 【風】 予 第1節4 (1)
<ul style="list-style-type: none"> 市は、大規模停電時においても情報発信できるよう、無停電装置や発電機、充電用バッテリー、ライト等を確保しておくことや平常時より電気事業者との連携を図ることについて明記 	【震】 予 第8節2 (4) 【風】 予 第9節2 (4)
<ul style="list-style-type: none"> 市は、自家発電設備 72 時間分の燃料備蓄など、燃料備蓄量の増強を図ることを明記 	【震】 予 第9節1 (5) 【風】 予 第10節1 (5)
◆防災意識の向上	
<ul style="list-style-type: none"> 市は、家庭や事業所等において「最低3日、推奨1週間」分の食料、飲料水、その他生活必需物資を備蓄するなど、市民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進することを明記 	【震】 予 第9節1 (1) 【風】 予 第10節1 (1)
◆防災知識の普及・徹底	
<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及内容に、警報等や避難指示（緊急）等の意味と内容の説明を追記 	【震】 予 第1節3 (1)
<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及内容に、避難勧告等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容の説明を追記 	【風】 予 第1節3 (1)
<ul style="list-style-type: none"> 防災知識の普及内容に、「災害・避難カード」を活用した避難路、避難地、避難方法及び避難時の心得を追記 	【震】 予 第1節3 (1) 【風】 予 第1節3 (1)
<ul style="list-style-type: none"> 市は、総合防災マップを活用し、水害リスクや避難等に関する情報の周知を図ることを明記 	【風】 予 第2節3 (2)
<ul style="list-style-type: none"> 市は、市民等の避難行動について、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全 	【風】 予 第2節3 (2)

改訂内容	計画書該当箇所
<p>な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなどの避難に関する情報の意味の理解の促進に努めることを明記</p>	
<p>◆避難所の整備充実</p>	
<p>・市は、災害時における緊急の避難場所と一定期間滞在して避難生活を送るための避難所とを区別して避難施設の整備を行うことを明記 今回、指定緊急避難場所と指定避難所を追加指定しています（※巻末参照）。</p>	<p>【震】予 第11節1 【風】予 第12節1</p>
<p>・市は、適切な規模や構造又は設備を有し、災害救助物資等の輸送が比較的容易な場所にある施設をあらかじめ指定避難所として指定し、市民への周知徹底を図ることを明記</p>	<p>【震】予 第11節1（2） 【風】予 第12節1（2）</p>
<p>・市は、避難所内で生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所の指定に努め、要配慮者に配慮した資機材等の整備や生活相談員等の配置に努めることを明記</p>	<p>【震】予 第11節1（2） 【風】予 第12節1（2）</p>
<p>◆避難所の居住空間の快適性の確保</p>	
<p>・避難所の生活必需品の備蓄品目録に、季節用品（夏：扇風機、殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤等、冬：防寒着、カイロ、ストーブ、灯油、断熱床マットや保湿性の高いシート等）を新たに追加</p>	<p>【震】予 第9節1（2） 【風】予 第10節1（2）</p>
<p>・市は、避難所において、男女別更衣室や男女別トイレ、授乳スペース（おむつ交換場所）、物干し場所等女性に配慮した対策を行うことを明記</p>	<p>【震】応 第3節6（2） 【風】応 第3節6（2）</p>
<p>・避難所において、必要に応じてアロマオイル（精油）や消臭スプレー等を使用することにより、臭いのトラブル解消に努めることを明記</p>	<p>【震】応 第3節6（2） 【風】応 第3節6（2）</p>
<p>・長期の避難生活の対応策として、調理設備や燃料等の必要な資機材の備蓄に加え、季節対策として、暑さ・寒さ対策など、季節の移り変わりにも柔軟に対応できる避難所環境づくりに努めることを明記</p>	<p>【震】応 第3節6（2） 【風】応 第3節6（2）</p>
<p>・避難所生活の環境向上のため、市の備蓄物資に季節用品（冬季：防寒着、カイロ、ストーブ、灯油等、夏：殺虫剤、蚊取り線香、消臭剤、スポットクーラー等）を新たに追加</p>	<p>【震】応 第3節6（4） 【風】応 第3節6（4）</p>
<p>・避難所の暑さ寒さ対策を講じることは、体調不良やストレス解消につながることから、季節を考慮した避難所環境の整備充実を努めることとして、避難所の暑さ寒さ対策例を一覧表にして記載</p>	<p>【震】応 第12節1（2） 【風】応 第12節1（2）</p>

改訂内容	計画書該当箇所
<p><夏季></p> <ul style="list-style-type: none"> ・換気を行い、居住スペースは日陰とし、日差しを遮る工夫をする。 ・適度に扇風機やクーラー等を使用する。 ・乳幼児や高齢者等は熱中症になりやすいため、水分の摂取を促す。 ・夏服を確保し、着替えるよう促す。 <p><冬季></p> <ul style="list-style-type: none"> ・暖房を使用する場合は換気を心がける。 ・使い捨てカイロや湯たんぼ等を活用する。 ・毛布を確保し、重ね着や簡易ベッドでの生活を促す。 	
◆ 共助の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・市は、社会福祉協議会と協力して、地域住民に対し、要配慮者の避難所までの移動支援や避難所から福祉避難所への移送支援について働きかけることを明記 	<p>【震】 応 第3節6（5）</p> <p>【風】 応 第3節6（5）</p>

3 近年発生した災害からの教訓への対応

改訂内容	計画書該当箇所
◆新型コロナウイルス等感染症対策	
・市民に対して、マスクや手指消毒用アルコール、体温計、石鹸等の感染症対策物資の備蓄を行うよう呼びかけることを明記	【震】予 第9節1(2) 【風】予 第10節1(2)
・避難所における感染症防止対策として、十分な居住スペースの確保や他の人に飛沫が飛ばないように、避難者同士の間隔を2mほど確保できるようレイアウトの工夫に努めることを明記	【震】予 第11節1(2) 【風】予 第12節1(2)
・指定避難所となっていない公共施設、自治会が管理する集会施設、企業の福利厚生施設、ホテル等民間宿泊施設の避難所としての活用を検討することを明記	【震】予 第11節1(2) 【風】予 第12節1(2)
・避難所において、マスク、体温計、アルコール消毒液、ゴム手袋、石鹸、ウエットティッシュ、ガウン(エプロン)、間仕切り、段ボールベット等の感染症対策物資を十分備蓄することについて明記	【震】予 第11節1(2) 【風】予 第12節1(2)
・避難所における避難者の受入れスペースについて、段ボールやパーティション等を用いて区画を区切ることは、女性も含めたプライバシーの確保に加え、感染症対策にも有効であることから活用を検討することを明記	【震】応 第3節5(2) 【風】応 第3節5(2)
・避難所の運営スタッフは、各自の健康状態を確認し、発熱、咳、下痢等の症状が現れている場合は、症状が改善するまで健康状態に問題のない運営スタッフと交代するなどの対応をとることを明記	【震】応 第3節6(2) 【風】応 第3節6(2)
・避難所における感染症拡大防止対策として、避難所の衛生管理、避難者の健康管理の徹底を図ること、感染症発症時の対応等について明記	【震】応 第3節7 【風】応 第3節7
・避難者等が感染症を発症した場合の手順、対処について明記	【震】応 第12節2(3) 【風】応 第12節2(3)
◆気候変動問題	
・第2節の導入文に、近年の地球温暖化に伴う気候変動の影響により、大規模水害が頻発化・激甚化することが懸念されている旨を明記	【風】予 第2節
・第3節の導入文に、気候変動の影響による突発的・局所的な大雨の増加や短時間強雨・大雨の増加等により、土砂災害の発生等が懸念されている旨を明記	【風】予 第3節
・農地防風林は、台風や強い季節風から農地や農作物、家屋を守り、土砂流出防止等の役割を果たしており、生態系を活用した防災・減災対策の有効な手段である旨を明記	【風】予 第4節3(1)

改訂内容	計画書該当箇所
◆風害予防対策	
<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻等突風対策について、情報提供体制の整備や風倒木等の除去等の必要な対策を講じることを明記 	【風】 予 第4節 1 (3)
<ul style="list-style-type: none"> ・街路樹、公園樹の風害予防対策として、立地状況を考慮した樹種の選定や剪定等の対策を講じることを明記 	【風】 予 第4節 2
◆大規模停電対策 (※大規模事故等編において、第7節 大規模停電災害対策計画を新規設定)	
<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針 市内での長期にわたる大規模停電の発生を想定し、その拡大を防御し被害の軽減を図るため、市及び防災関係機関等が直ちにとるべき対策について定めることを明記 	【大】 第7節 1
<ul style="list-style-type: none"> ・予防計画 (1)情報連絡体制の整備、(2)設備・備蓄の充実、(3)燃料の確保、(4)市民等の停電に対する備えの強化、(5)倒木対策、(6)東京電力パワーグリッド(株)の措置の6項目を設定し、各予防計画について明記 	【大】 第7節 2
<ul style="list-style-type: none"> ・応急対策計画 (1)応急活動体制、(2)情報の収集・伝達、(3)通信手段の確保、(4)石油類燃料の供給対策、(5)災害広報、(6)市民生活の安全確保、(7)自衛隊派遣要請(8)広域応援の8項目を設定し、各応急対策計画について明記、 	【大】 第7節 3
◆災害廃棄物の適正処理	
<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物の処理にあたっては、季節や時間帯等の発生時期に留意し、迅速に処理等を行うことを明記 <p><夏季></p> <ul style="list-style-type: none"> ・腐敗性廃棄物(生ごみ等)の迅速な処理 ・ネズミや害虫の発生防止対策 等 <p><冬季></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乾燥による火災等 ・強風による災害廃棄物の飛散 ・着火剤等爆発・火災の危険性のある廃棄物の優先的回収 等 	【震】 応 第12節 5 (1) 【風】 応 第12節 5 (1)

4 その他、市及び防災関係機関等の意見・要望による改訂

改訂内容	計画書該当箇所
◆水害予防対策	
・市は、下水道計画区域の洪水ハザードマップを作成し、配布していること、及び今後も本ハザードマップを活用し、水害リスクに関する情報の周知を図ることを明記	【風】予 第2節3 (2)
・市は、市民への避難に関する情報の意味の理解を促進するにあたり、マイ・タイムラインを活用することを明記	【風】予 第2節3 (2)
・浸水の危険性がある施設について下水道耐水化計画を作成し、施設の耐水化を図ることで下水道区域における排水機能の確保を図ることを明記	【風】予 第2節11
◆建築物の耐震化等の推進	
・上水道施設の安全性の確保のために施設の耐震性を図っていくこと、老朽管の布設替えにあたって管路の耐震化を進めていくことを明記	【震】予 第4節2 (1)
◆要配慮者等の安全確保対策	
・社会福祉施設等において、停電や給水停止時に備え、自家発電設備の点検や整備、受水槽内の水を活用するための構造の把握や水道管直結水栓の把握・整備、受水槽の耐震化、自己水源の確保等を行うことを明記	【震】予 第7節3 (1) 【風】予 第8節3 (1)
◆情報連絡体制の整備	
・市防災行政無線の内容について、防災メール、市ウェブサイト、市フリーダイヤル等により配信することを明記	【震】予 第8節2 (1) 【風】予 第9節2 (1)
◆備蓄・物流計画	
・最小限必要な飲料水として一人1日3リットルとして3日分、4日目で降、飲料水及び生活用水として一人1日20リットルとして確保することを明記	【震】予 第9節2 (1) 【風】予 第10節2 (1)
・災害用井戸の指定等の多様な水源の確保に努めるとともに、計画的に給水施設の耐震化を図ることを明記	【震】予 第9節2 (1) 【風】予 第10節2 (1)
◆情報収集・伝達体制	
・市は、あらかじめ東日本電信電話(株)千葉支店に対し、電話番号を指定し届け出て災害時優先電話としての承認を受けておくことなどについて明記	【震】応 第2節2 (2) 【風】応 第2節2 (2)
◆避難計画	
・各河川の避難勧告等の発令基準及び土砂災害に関わる避難勧告等の発令基準を掲載	【風】応 第3節3 (2)
・市は、避難所から福祉避難所への移送が必要な場合、福祉避難所に指定された施設や関連団体、または県等と協	【震】応 第3節6 (5) 【風】応 第3節6 (5)

改訂内容	計画書該当箇所
力して移送に利用可能な車両等、移送手段の確保に努めることを明記	
・福祉避難所への移送は、原則、当該要配慮者の家族又は支援者により行うこと、家族又は支援者による移送が困難の場合、避難支援等関係者が移送を支援することを明記	【震】 応 第3節6 (5) 【風】 応 第3節6 (5)
・避難所における感染症対策として、発熱者、濃厚接触者等については、健康な者の居住スペースから隔離された専用スペース、専用トイレ、独立した動線等を確保するよう努めることを明記	【震】 応 第3節7 【風】 応 第3節7
◆救援物資供給活動	
・供給すべき応急給水量の目標は、災害発生後の期間区分に応じて医療機関や要配慮者について十分に考慮しながら設定すること、規定量を上回る給水を求める市民に対しては、飲料水及び炊事のための水を合計したものである旨を十分説明し協力を求めることを明記	【震】 応 第7節1 (2) 【風】 応 第7節1 (2)
◆応急仮設住宅及び住宅の応急修理の供与	
・被災建築物応急危険度判定は市が行い、知事は判定に必要な支援を行うこと、判定は避難所、病院等の重要施設を優先的に行い、次いで共同住宅、戸建て住宅の危険度判定を実施すること、応急危険度判定士の養成に努めることなどを明記	【震】 応 第13節1 【風】 応 第13節1

※今回、新たに次の施設を避難所等として指定します。

指定緊急避難場所	指定避難所
・新島中学校	・新島中学校体育館
・山田小学校	・山田小学校体育館
・水郷小見川少年自然の家	・水郷小見川少年自然の家体育館
・道の駅くりもと紅小町の郷	
・テラス・サンサン	